

## 一般社団法人西海市スポーツ協会表彰規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人西海市スポーツ協会(以下「本会」という。)定款第3条第1項第8号に基づき、西海市におけるスポーツの普及・発展に功績のあった個人及び団体を表彰するため定めるものとする。

### (表彰の種類)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する個人または団体について行う。

- (1) 社会体育優良団体
- (2) 体育功労者
- (3) スポーツ優秀者

### (表彰の方法)

第3条 表彰は、表彰状及び記念品等を贈呈して行う。

### (表彰の時期)

第4条 表彰は、毎年長崎県民体育大会壮行式で行う。ただし、特別の理由があるときは、この限りではない。

### (表彰者の推薦)

第5条 関係団体は、第2条第1項各号のいずれかに該当するものがあると認められるときは、スポーツ優秀者表彰推薦書により、会長に推薦することができる。

2 審査会は会長が委嘱し5名以内で構成する。

### (表彰審査会)

第6条 表彰者の選定のため、本会に表彰審査会(以下「審査会」という。)を置く。

### (審査会の組織)

第7条 審査会は、委員長及び委員で組織する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 委員は、副会長、専務理事、西海市教育委員会社会教育課長で構成する。

### (委員長の職務)

第8条 委員長は、会務を統括し、審査会を代表する。

- 2 委員長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。
- 3 委員長及び委員は、自己に関する事件の審議に加わるができない。

(表彰の基準)

第9条 表彰者の選定は、別表に定める基準によるものとする。ただし、審査会が特に必要と認めるときは、他の基準によることができる。

- 2 この規程の基準により表彰を受けた者で、受賞後に同種の基準により表彰に該当することとなった場合にあっても、これを表彰しない。

(表彰者の決定)

第10条 本会は、審議結果を尊重し表彰者を決定しなければならない。

(表彰者名簿)

第11条 被表彰者の氏名、事績その他必要な事項は、表彰者名簿に記録し、永久に保存する。

(庶務)

第12条 この規程による庶務は、本会事務局が行う。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、本会が別に定める。

附則

この規程は、一般社団法人西海市体育協会の設立の登記の日から施行する。

この規程は、令和2年7月23日から一部改正する。

一般社団法人西海市スポーツ協会スポーツ表彰選考基準内規

1. 表彰対象

- (1) 本市在住の個人及び団体であること。
- (2) 競技態度が高潔で日常生活においても他の模範となるもの。
- (3) スポーツ精神を高揚したものであること。
- (4) 日本スポーツ協会スポーツ顕彰にふれないものであること。
- (5) 体育功労者については、市外在住であっても本市におけるスポーツ活動の普及振興に貢献し、特に功労のあった場合は、考慮することができるものとする。
- (6) スポーツ優秀者において、その選考基準を満たした団体構成員がその大会において特別に賞を受賞した場合は、個人としても表彰の対象とする。また、本市に所在がない団体(県選抜チーム等)がその選考基準を満たした場合は、その構成員に本市在住の者が存在すれば個人表彰の対象とする。

2. 選考基準

|         |  |
|---------|--|
| 体育功労者   | 団体に 15 年以上席を有し、その間に指導的立場でその功績が顕著のもの。ただし、単に団体の名目的役職にあるものは対象としない。  |
| スポーツ優秀者 | (1) 長崎県大会で優勝を収めた個人または団体<br>(2) 九州大会以上の大会に出場し、3 位以上の成績を収めた個人または団体<br>(3) 権威ある国際大会に日本代表として出場した者<br>(4) 日本新記録を樹立した者 |

別表(第9条関係)

スポーツ優秀・体育功労表彰選考基準

| 表彰の種類    | 基準  |
|----------|---|
| 社会体育優良団体 | スポ協の加盟団体であって、組織的に社会体育の振興発展に絶大な功績があったもの  |
| 体育功労者    | (1) 人格高潔にして、平素より模範的であること<br>(2) 体育団体の発展に大きく貢献したもの<br>(3) 地域社会活動において大いに貢献し、社会体育の振興発展に絶大な功績があったもの |
| スポーツ優秀者  | (1) 長崎県大会以上の大会において優秀な成績、記録を収めた個人または団体<br>(2) 九州大会以上の大会に出場し、優秀な成績を収めた個人または団体                     |